



# 一般水底土砂(浚渫土砂)の 海洋投入処分に係る許可申請手続き

一般水底土砂を海洋投入処分する場合、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海洋汚染防止法、海防法)に基づき、環境大臣の許可と海上保安庁長官の確認が必要です。

許可申請に当たっては、海洋環境に及ぼす影響を「事前評価」し、その他の規定の事項とともに許可申請書として取りまとめ、審査を受ける必要があります。

## 【許可申請に必要な事項】

- ・ 一般水底土砂を発生する事業の概要
- ・ 海洋投入処分量の抑制等に関する検討結果
- ・ 監視計画
- ・ 水底土砂の特性とそれを踏まえた海洋環境に及ぼす影響の評価の結果 (事前評価)

## 【事前評価の流れ】



土砂の性状把握  
(資料調査と分析)

判定基準を超える

はい

海洋投入不可

いいえ

投入量が10万m<sup>3</sup>/年  
かつ  
堆積厚が30cm以上

生物毒性の  
懸念がある

有害物質が  
基準値を超える

すべて いいえ

いずれか はい

### 初期的評価

- ・ 投入先の海域の概況を集約する。
- ・ 調査は、文献資料、ヒアリングを基本とする。
- ・ 予測は、土砂の性状と投入先の海域の特性に基づき定性的に行う。

藻場、干潟、サンゴ群落等の脆弱な生態系が存在する

重要な産卵場、生息場、回遊経路等や、保護水面に指定されている場所が存在する

水質の悪化等、既に環境汚染等が問題となっている場所が存在する

海水浴場、海中公園、漁場、航路等の海洋利用されている海域等が存在する

はい

### 包括的評価

- ・ 投入先の海域の概況を集約する。
- ・ 調査は、文献調査、ヒアリング調査に加え、情報が不足する場合は現地調査を行って、現況を把握する。
- ・ 予測は、数値シミュレーション等を行い、他の類似事例との比較等により評価する。

海洋環境に著しい支障を生じる

いいえ

いいえ

はい

事前評価書の  
取りまとめ

海洋投入不可

許可の申請

東京久栄は、事前評価のほか、申請書類一式の作成・取りまとめ、審査対応等、全ての段階で、お客様をサポートします。

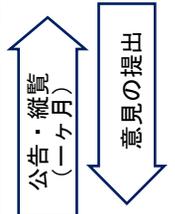
なお、許可申請が不要な有効利用のための土砂投入についても、自主的に土砂性状や環境影響を把握することで、事前に環境上の課題点を洗い出し、関係者との調整やスムーズな事業実施に資することができます。

## 【申請手続きの流れ】

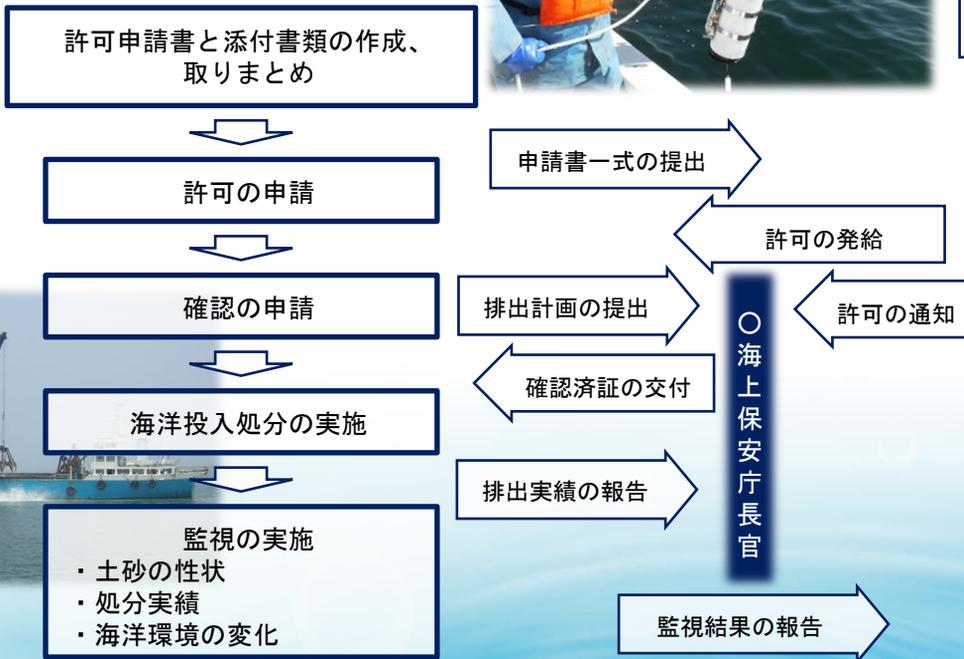
### ○申請者



### ○一般の方々



### ○環境大臣



株式会社東京久栄

東京久栄

検索

<https://www.kyuei.co.jp>



【お問い合わせ先】

営業本部 : 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-4-2 江戸新金網ビル7F  
 TEL : 03-5809-3974、FAX : 03-5687-3687

九州支店 : 〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-3-4 綾杉ビル北天神 3F  
 TEL : 092-712-6208、FAX : 092-714-5658

営業所 : 四国、広島、千葉、沖縄

E-mail : [eigyo@tc.kyuei.co.jp](mailto:eigyo@tc.kyuei.co.jp)